

様式第1号の2（第5条関係）

太良町さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

太良町さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1. 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び太良町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、太良町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することに承諾します。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 以下の場合には、太良町さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に太良町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合：全額
 - カ 空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に太良町以外の市区町村に転出した場合：半額

2. 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、太良町が住民基本台帳

に記録されている事項を閲覧することに同意します。

- (2) 佐賀県及び太良町が、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

太良町長 様

申請者